

国民健康保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険証の更新

◇今月から使用できる桃色の保険証を先月中旬に郵送しましたので、有効期限の確認を ◇窓口受け取りの手続きをした人は、先月までの緑色の保険証を持って、希望した窓口へ 問国民健康保険課 ☎216-1228 FAX216-1200

国保の加入・脱退

①加入

◇退職などにより職場の健康保険資格を喪失したときは、国保への加入手続きが必要です ◇必要なもの…健康保険の資格喪失証明書、手続きに来る人の顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)、世帯主と加入する人のマイナンバーが分かる書類



②脱退

◇就職などで職場の健康保険に加入したときは、国保の脱退手続きが必要です ◇必要なもの…職場の健康保険証(該当者全員分、写し可)、手続きに来る人の顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)、世帯主と脱退する人のマイナンバーが分かる書類

①②共

問サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

国保税の年金特別徴収(仮徴収)

◇2月に国保税を特別徴収(年金からの支払い)された人は、4・6・8月に支給される年金から2月と同額を仮徴収します ◇新たに特別徴収となる人(前年4月2日以降に65歳以上になった世帯など)は、原則4・6・8月に前年度の国保税の2カ月分相当額を仮徴収します ◇今年度の国保税決定後、その年税額と仮徴収額との差額を10・12月、翌年2月の年金から本徴収します 問国民健康保険課 ☎216-1229 FAX216-1200

国保税の年金特別徴収の平準化

◇国保税の特別徴収(年金からの支払い)では、所得状況の変化や制度の変更などで、4・6・8月の徴収額(仮徴収額)と10・12月、翌年2月の徴収額(本徴収額)に大きな差が生じることがあります ◇このような世帯は、6・8月の仮徴収額を変更して、年間の徴収額を均等になるように調整します ◇国保税額に前年度から変動があるときは、平準化できるまで複数年かかることがあります 問国民健康保険課 ☎216-1229 FAX216-1200

葬祭費の支給

◇国保や後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなったとき、喪主に葬祭費として2万円を支給します ◇必要なもの…死亡診断書か埋(火)葬許可書の写し、亡くなった人の保険証、喪主の本人確認証明書(運転免許証など)と通帳 問国保はサンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)、後期高齢者医療保険は長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539

はり、きゅう施設利用券

①国民健康保険

対国保税に滞納がない世帯の人で、40歳以上は平成31年4月以降に特定健診などを受診していること ◇保険証を持って国民健康保険課か各支所の国保担当窓口へ 問サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

②後期高齢者医療保険

対後期高齢者医療保険料の滞納がない人で、平成31年4月以降に長寿健診などを受診していること ◇保険証を持って長寿支援課か各支所の福祉課・保健福祉課へ

問長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539

①②共

◇補助額…1回1100円(年間60回まで。申請月で補助回数が異なります)



人間ドック、脳ドック利用補助

①国民健康保険

対4月1日現在35歳以上(昭和21年6月30日以前に生まれた人を除く)で、国保税に滞納がない世帯の人(昨年度同じドック補助を受けた人を除く) 定人間ドック500人、脳ドック300人 ◇受付窓口…国民健康保険課か各支所の国保担当窓口 問サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

②後期高齢者医療保険

対後期高齢者医療保険料に滞納がない人(昨年度受診者と昨年度国保などで同じドック補助を受けた人を除く) ※6月30日までに75歳になる人も申し込み可 定人間ドック113人、脳ドック73人 ◇受付窓口…長寿支援課か各支所の福祉課・保健福祉課 問長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539



①②共

◇補助額…検査費用の半額(消費税は本人負担、上限2万円) ◇人間ドックと脳ドックの同時申し込みは不可 申保険証を持って人間ドックは4月8日～5月7日に、脳ドックは4月15日～5月7日に各受付窓口へ

後期高齢者医療保険料の口座振替への変更

◇8月分の特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は、5月7日までに納付方法変更申出書の提出を(保険料総額は変わりません) ◇必要なもの…保険証、通帳、通帳印(本人以外の口座から引き落としを希望するときは、本人の印鑑も必要) ◇引き続き特別徴収を希望する人や、申出書を提出済みの人は手続き不要 問長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539、各支所の福祉課・保健福祉課



障害者福祉

障害福祉サービスの利用

◇障害者手帳の所持にかかわらず、発達障害や難病患者など一定の障害がある人は、居宅介護などの障害福祉サービスが利用できます 問障害福祉課 ☎216-1304 FAX216-1274

一人で外出が難しい障害者(児)の移動を支援します

◇旅行やイベントに出掛けるときに同行するなどの支援をします 対身体障害者手帳の第1種か療育手帳を持っている人 ※重度訪問介護や同行援護などの利用者を除く ◇65歳になる日より前の5年間継続して移動支援の支給決定を受けていた人なども利用できますのでご相談ください 問障害福祉課 ☎216-1304 FAX216-1274



重度心身障害者等医療費助成金

◇重度障害者の保険診療における医療費の自己負担額を助成します ※事前登録が必要(資格証をお渡しします) 対身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下(療育手帳A・A₁・A₂)、身体障害者手帳3級の所持者で知能指数が36以上50以下(療育手帳B₁)のいずれかに当てはまる1歳以上の人 申障害福祉課や各支所の福祉課、病院などにある支給申請書を直接病院へ。市外の病院など医療機関の窓口で受け付けができないときは、申請書と領収書を障害福祉課 ☎216-1273 FAX216-1274か各支所の福祉課・保健福祉課へ

市知的障害者福祉センター(ふれあい館)利用説明会

内ふれあい館の利用手続き・講座、年間イベントなどの紹介 対今年度利用を考えている事業所や各種団体 期4月22日(木)10時～11時 所ふれあい館 料無料 問ふれあい館 ☎264-8711 FAX264-8884

不妊・不育症の悩みや治療をサポートします

①不妊専門相談センター(今年度は母子保健課内に設置)

◇不妊・不育症に関する専門的な相談や心の悩みなどの相談、診療機関ごとの治療の実施状況の情報提供を行っています ◇電話・面接での相談は毎週水曜日10時～17時、メールでの相談は随時行っています ※面接相談は事前予約が必要

②不妊治療費の一部助成

◇今年度中に指定医療機関で行う体外受精や顕微授精、それに伴う男性不妊治療の一部を助成します ※上限額あり 対夫か妻の住所が本市にあり、法律婚か事実婚をしている夫婦

①②共

◇相談や助成内容など詳しくは母子保健課 ☎216-1485 FAX216-1284 〆boshihoken@city.kagoshima.lg.jpへ

障害者(児)のための相談窓口「相談センターサポート」

「障害者基幹相談支援センター(相談センターサポート)」は、障害のある人や家族などからの悩みや不安、各種サービスの利用などに関する相談を受け付けています。

※障害者の虐待相談も受け付けます

所かごしま市民福祉プラザ3階

◇開所日時…月～土曜日
10時～18時

◇休所日…日曜日、休日

問障害者基幹相談支援センター ☎226-1200、
障害者虐待防止センター ☎226-1216
FAX226-1144 〆kikan-soudan@po2.
synapse.ne.jp (FAX・〆共通)

4月から水曜日も開所します。お気軽にご相談ください



濱田 相談員